

3 階直結給水装置工事設計施工基準

1 趣 旨

この基準は、配水管の水圧を有効利用することにより、受水槽を介せず、3階建て建築物へ直結給水（以下「3階直結給水」という。）する場合の給水装置工事の設計及び施工に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

3階直結給水は、次の各号に定める要件に該当する場合に適用する。

- (1) 対象地域は、配水管の年間最小動水圧が0.30Mpa以上を将来に亘って確保でき、50mm以上の配水管が敷設されている地域。
ただし、50mm配水管の場合は管網が形成されていること。
- (2) 対象建築物は、次のとおり新築される建築物とする。
 - ア 専用住宅 専ら居住用に供する建築物。
 - イ 兼用住宅 居住用に供する部分と、店舗等に供する部分を併用した建築物。
 - ウ 集合住宅 専用住宅を集合した建築物。
 - エ 事務所 居住用に供しない、事務のみを取り扱う建築物。
 - オ その他3階建てで、直結給水が適当と判断される建築物。
ただし、常時一定の水圧を必要とする建築物、一時に多量の水を必要とする建築物、若しくは断水又は減水時でも一定量の保安用水を必要とする建築物は除く。
- (3) 前号の規定にかかわらず、既設の建築物で受水槽給水方式から直結給水方式へ改良する場合で、この基準で定める要件を満たすよう給水装置を総て改造するときも、この基準を適用するものとする。

3 給水装置の構造及び材料

3階直結給水を実施しようとする給水装置は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 配水管から直接分岐する給水管の口径は75mm以下とし、配水管の口径に応じて配管材料と併せて企業団が指示するものであること。
- (2) 最高位の給水管の高さは、配水管の布設道路面より8.0m以下であること。

- (3) 共有の立上り管には、適切な位置に仕切弁及び空気弁を設置すること。
- (4) 給水装置に使用する材料、直結器具、付属器具等については、大津菊陽水道企業団給水条例施行規則並びに給水装置工事基準によること。
- (5) 原則として、直結給水方式と受水槽方式の併用でないこと。
- (6) 1階地上部にメーターを設置し3階へ給水する場合、メーター口径は20mm以上とし、メーター直近下流側に逆止弁を設置する。ただし、事務所等で給水栓等数が少なく水理計算が成り立つ場合は、メーター口径を13mmとすることもできる。

4 事前協議

3階直結給水にかかる給水装置工事の申し込みをしようとする者は、予め、3階直結給水協議書（様式第1号）及び誓約書を、工事を依頼する大津菊陽水道企業団給水装置工事事業者を通じて大津菊陽水道企業団企業長に提出し、承認を得なければならない。

5 設 計

3階直結給水にかかる給水装置工事の設計水圧は0.2Mpaとし、設計は大津菊陽水道企業団給水条例施行規則並びに給水装置工事基準に基づいて行うこと。

附 則

この基準は、平成18年5月1日より適用する。
一次改正分は、令和2年10月1日より適用する。
(令和2年 8月21日改正分)